

会 議 録

会議の名称	令和８年度 枚方市社会福祉審議会 第１回障害福祉専門分科会
開催日時	令和８年６月８日（月） １３時００分～
開催場所	別館４階 第４委員会室
出席者	近棟 健二、中岡 将基、虎杖 利和、日野 裕、小上馬 宗昭、山本 佳代、渡辺 颯修、長尾 祥司、川上 雅英、豊島 秀多、上田 有美子、山口 雄史、棕本 潤一
欠席者	—
案件名	１．会長の選任について ２．枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)・枚方市障害児福祉計画(第４期)の骨子案について ３．計画策定に係るアンケート調査の結果について ４．その他
提出された資料等の名称	資料１：枚方市障害者計画(第５次)、枚方市障害福祉計画(第８期)、及び枚方市障害児福祉計画(第４期)骨子案 資料２：枚方市障害者計画(第５次)、枚方市障害福祉計画(第８期)及び枚方市障害児福祉計画(第４期)骨子(案)における主な変更点 資料３：枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)及び枚方市障害児福祉計画(第４期)策定のためのアンケート調査報告書 資料４：枚方市障害者計画（第５次） 枚方市障害福祉計画（第８期） 枚方市障害児福祉計画（第４期）策定のためのアンケート調査結果報告書（主要項目抜粋） 資料５：今後の策定スケジュール 参考資料１：第５次障害者基本計画概要 参考資料２：手話施策推進法（概要） 参考資料３：基本指針改正概要(障害福祉計画等) 参考資料４：基本指針新旧対照表

	参考資料5：枚方市障害者計画(第4次改訂版)・枚方市障害福祉計画(第7期)・枚方市障害児福祉計画(第3期) 参考資料6：障害福祉専門分科会委員名簿
決定事項	・枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会の会長を選出しました。 ・枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会の職務代理者を選出しました。 ・枚方市障害者計画(第5次)・枚方市障害福祉計画(第8期)・枚方市障害児福祉計画(第4期)の骨子案について報告しました。 ・計画策定に係るアンケート調査の結果について報告しました。委員からいただいた意見や分析視点を踏まえ、次期計画の試案を作成予定です。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1名
所管部署 (事務局)	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審議内容	
事務局	それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。私は障害企画課長の井上と申します。よろしくお願いいたします。なお、本日は委員改選後初めての会議となり、案件として会長の選任を予定しておりますので、会長選任までの間は私が進行を務めさせていただきます。 さて、本日は枚方市社会福祉審議会の中において、特に障害福祉に関する事項の調査審議を行うために設置しております、障害福祉専門分科会の1回目の開催となっております。皆様方の熱心なご議論をよろしくお願いいたします。それでは開催に先立ちまして、福祉事務所長の末次からご挨拶させていただきます。
事務局	～所長挨拶～

事務局

次に、本分科会の委員をご紹介します。

～委員紹介～

続きまして、市の出席者を紹介させていただきます。

～事務局職員紹介～

続きまして、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

資料については本会議の次第の他、資料 1 から資料 5 まで、また参考資料 1 から参考資料 5 まで、及び追加資料を掲載しております。

なお、会長が選出されるまでの間につきまして、引き続き事務局で議事進行をしていきます。はじめに、本日の審議会の委員の出席状況について報告いたします。ただいまの出席委員は 12 名でございます。委員定数 13 名のうち、2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。それでは、本日の案件に移らせていただきます。

案件 1、会長の選出についてお諮りいたします。枚方市社会福祉審議会条例第 10 条第 2 項の規定により、専門分科会長は委員の互選により定めることとなっております。立候補される方はいらっしゃいますか。

委員の皆様のご了承を得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは事務局案といたしまして、会長には近棟健二委員にご就任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～拍手～

ご異議なしということで、近棟委員に会長をお願いしたいと思います。近棟委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは会長席の方にお移りください。

会長	よろしくお願いします。この会議自体、初めて出席いたしますので簡単に自己紹介をさせていただきます。 普段は京都にあります種智院大学という大学で社会福祉士の養成に携わっております。枚方市とは2年ほど前から、様々な事業者選定委員会等で関わらせていただいております。ですが、枚方市の現状等については皆様の方がご存じだと思いますので、ぜひいろいろなことを教えていただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。それでは以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会長	それでは次の案件に入る前に、本審議会の公開・非公開について確認したいと思います。枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づき、本会議の公開・非公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。 枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項では、審議会の会議は公開するとされています。ただし、第1項第1号及び第2号に関わる場合は非公開とできるとしてありますが、本日の審議会の案件はいずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。 会議の傍聴にあたっては、本日お配りされている枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱い要領案の通りとしたいと思います。また、会議録の取扱いについてですが、現在発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等で公開しております。発言した者の表記につきましては、会長、委員、事務局としております。委員の表記につきましては、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように、委員の前にアルファベット表記をつけております。今後も従来通りの取扱いとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。では本審議会を公開とさせていただきます。会議録につきましても公開とし、発言者は会長、A委員、B委員といった表記で作成をお願いします。本日の傍聴希望者がいる場合はこれを許可しますが、本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。
事務局	1名いらっしゃいます。

会長	1 名ですね。委員の皆さんにお諮りいたします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは傍聴を許可いたしますので、よろしくお願いします。 次は職務代理者の選出について、枚方市社会福祉審議会条例第 10 条 4 項に、会長が会議の出席に支障を来した場合を想定し、会長があらかじめ職務を代理する委員を指名できることとなっております。私がこの会議に出席できない場合の代理として、A 委員を職務代理に指名したいと思いますがいかがでしょうか。 ～拍手～ ありがとうございます。それでは A 委員を職務代理に指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは席をお移りください。それでは A 職務代理、一言ご挨拶をお願いいたします。
A 委員	よろしくお願いいたします。私は枚方の小学校・中学校を卒業しており、学生時代の取組から含めると、約 40 年、障害のある方たちと関わりながら活動しております。今は仕事で関わらせていただいておりますが、その間、制度が措置制度、支援費制度、自立支援法、総合支援法と変わり、権利法制として権利条約や障害者差別解消法もできたことで様々な法制度が変わってきました。 この審議会では、これからの枚方のあるべき障害施策の方向性について、福祉サービスだけでなく、教育や労働、地域生活等、様々なことについて議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。 それでは案件 2、枚方市障害者計画（第 5 次）・枚方市障害福祉計画（第 8 期）・枚方市障害児福祉計画（第 4 期）の骨子案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	案件 2 事務局説明（資料 1、資料 2）
会長	ありがとうございました。 国からの指針に基づいて、新たに要素が追加されるというところを中心

B 委員	にお話しいただきましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見、質問等ございましたらよろしくお願いします。 9 ページ 2 番の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という箇所の 3 つ目、「住民の心の状態を把握」という部分についてです。私は支援区分がその人にとって適切かどうかを調査する、介護給付費等の支給に関する審査会にも出させていただいています。 私の合議体だけかもしれないですが、最近は本当に精神障害のある方の新規の申請数が非常に多くなったと合議体の皆さんとお話ししておりました。そういった部分に対しても、システムの構築によって良い方向に進めば良いなと思っているところです。 今ご説明があった K6 という尺度について、どういったものを思い浮かべたら良いか分かりません。大阪府との検討の段階だとおっしゃっていたかと思うのですが、できるだけ分かりやすくご説明いただけますでしょうか。
事務局	K6 とは、心理的ストレスを含む精神的な問題の程度を把握するための尺度です。簡単なテストのようなもので、裏表印刷の紙 1 枚程度の内容となっており、抑うつ状態であるなど、精神的な負担の状態が分かるものとなっています。 しかし K6 を実施している市町村はほとんどないため、K6 の結果を尺度にして目標を立てるのは非常に難しいのではないかと、大阪府の会議でも議論されています。国民生活基礎調査等の数値を参考にしながら目標を立てる可能性も検討されており、現在協議を進めているところです。
B 委員	ありがとうございます。K6 だけではなく、症状が重くなる前に、自分の状態に気づく機会を設けるという目標は大変興味深いと思いました。
会長	そのほか、いかがでしょうか。
A 委員	3 点お話しさせていただきます。 まず、ろう者に向けた多様な啓発の推進という点についてです。私たちの団体に寄せられた相談で、ある公共施設のイベントで手話通訳を求めたところ断られたという事案がありました。字幕が出ているため手話通訳は不要との判断に至ったことが理由と聞いていますが、この例をとってみても、ろう者の定義を理解されていないことが課題であり、定義そのものの

	理解を進めるということも大事だと思いました。 2点目は、精神障害に関連してのお話です。K6 という言葉を初めて聞き、そういった指標があるのだなと思って聞いていましたが、逆に、“精神障害になってはいけない”といったバイアスにならないように、市民への周知方法は丁寧に進めていただきたいと強く感じています。一時の感染症のように、罹患しないことだけを注視するのではなく、その人にどう関わっていくかということと、別次元で取り組んでいることについて、少し色分けできればと思います。 最後に、最近では 30 日以内の退院について病院からよく言われますが、期間にばかり着目してしまい、退院支援が少し荒いのではないかなと思う事例が増えてきています。関係する病院や支援機関には、退院してからの当事者の生活が安定するように、できるだけ丁寧に継続して取り組んでいただきたいと思います。なお、本件については特に回答は求めず、意見とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。 この後またアンケートの結果も説明いただきますので、後ほどこちらに戻ってご意見をいただくことでもよろしいので、ひとまず次の案件に進めさせていただきます。 案件 3、計画策定にかかるアンケート調査の結果について事務局から説明をお願いします。
事務局	案件 3 事務局説明（資料 3、資料 4）
会長	ありがとうございました。かなり幅が広いアンケートについての説明でしたが、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。
C 委員	アンケート調査結果の 6 ページ、18 歳未満の調査結果で、「あなたは今後、一般就労（収入を得る仕事）をしたいと思いますか。」という設問に対する計画の方向についてです。「障害福祉計画において就労選択支援事業の整備について目標を設定し、障害児が希望する進路につながるよう努めます。」と記載されていますが、この方向性だけでは少し実態と異なるのではないかと感じています。枚方市の就労選択支援の事業所は 6 箇所と他市に比べて多く、数としては十分に足りていると考えています。 支援学校の先生方は選択支援のことを十分に周知されており理解して

	いますが、当センターに相談に来られる 18 歳未満の方は府立高校や専修学校に通っている方が多いです。現在、定員割れなどの影響で支援学校以外に通う対象の生徒が増えていますが、支援学校以外の先生方は障害のある方に対する知識が十分ではないという現状があり、それが原因で希望する進路を決めきれないケースが見られます。 私たちは大阪府教育庁にも赴き、福祉に対する知識を先生方に深めていただきたいという趣旨で懇談を重ねています。そのため、計画の方向性として盛り込んでいただく方が良いのではないかと感じました。就労選択支援のことしか触れていないと内容が薄い印象を受けるため、そうした背景も加えて計画を立てていただけるとありがたいです。
事務局	ありがとうございます。関係部署とも協議しながら、今後行っていく施策や一定の目標を掲げていけるよう、検討を進めてまいりたいと思います。
会長	ありがとうございます。
A 委員	C 委員の意見と同様に、就労選択支援だけで良いのかという点については同感です。障害者の就労支援に関しては、市が実施している「重度障害者等就労支援特別事業」などがあり、これを利用して通勤や就労中の介護を行う仕組みがあります。一部の障害に適用されるものですが、こうした制度の充実についてももう少し書き込んでいただきたいです。 この制度は雇用主の理解がないと円滑に運用できません。そのため、事業主に対する啓発をしっかりと行うことや、制度自体の使い方が煩雑で難しいため、市としても事業のあり方を変えるよう意見提起をしていただきたいと思います。できれば、様々な制度を通じて就労を支援していく姿勢を前に出していただきたいという印象を持っています。
会長	ありがとうございます。
B 委員	4 ページの成年後見制度について 2 点意見があります。 先日、枚方市の支援センター会議の拡大会議に参加した際、今後成年後見制度が大きく変わるという研修を受けました。その際、制度の大きな変化について驚きや期待を持って聞いていました。 現在制度を利用している方もそうですが、今後利用しようと考えている方たちからは、「利用を見合わせた方が良いのではないか」という声や、新制度への移行に対する不安も聞いています。意識の高い当事者の方から

	も相談をいただいているため、そうした不安や新制度の内容をどのように周知に盛り込むかが課題と考えます。国の方向性も踏まえながらになると思いますが、その部分も含めて説明できるような丁寧な周知のあり方であれば良いなと思っていました。 もう1点は、8ページの障害者団体の調査結果についてです。前年度の最後の会議でも「のぞまないセルフプラン」について意見を出させていただきました。読ませていただいた意見のなかには、何かあった場合にセルフプランだと心配である、あるいは孤立しがちになるため、相談支援事業所とつながりたいという文言がありました。これはセルフプランであることが問題なのか、それとも相談窓口や相談に至る前段階のプロセスに問題があるのか、それらすべてが混ざっているように感じます。セルフプランの課題を解消するだけで解決するだろうかという不安があります。 私は相談支援事業所の事業者ですが、実際にセルフプランを作成してほしいという依頼を受けることがあります。その際には、利用者が孤立していないか、何かあったときに困らないかを気かけ、セルフプランであっても一緒に考えられるスタンスで実際に動いています。計画にどこまで反映できるかは分かりませんが、数字だけでなく、こうした個々の背景にある中身を読み取っていく必要があると考えます。
会長	セルフプランについて、アンケート結果をどう計画につなげていくかという課題でしたが、他の方はいかがでしょうか。
D 委員	B委員が指摘された背景についてですが、資料2にあった「のぞまないセルフプランの件数をゼロとする」という目標は厚生労働省が示した目標に合わせているものと思いますが、枚方市における令和6年度の結果では、全体のうちセルフプランが約8割を占めています。元々セルフプランが中心となっている背景には、これまでの経緯や、当事者の意思決定が反映された結果という側面もあると考えます。 そのため、「のぞまないセルフプラン」という厳しい表現だけが一人歩きするのではなく、枚方市としての現状や考え方を一度明確に示す必要があるのではないのでしょうか。B委員もおっしゃった通り、計画相談だからといって万事解決するわけではなく、逆にセルフプランだからといって緊急時に何も支援が得られないわけではありません。今後、市としてセルフプランの件数を減らす方向で充実・強化していくのかどうか、方針を分かりやすく示していただけるとありがたいです。
A 委員	当然ながら望まないものは望む形に是正すべきですが、まずはこの相談

事務局

支援や計画作成の仕組み自体を広く周知することが重要だと考えます。現在、国が示す基幹相談支援センターの委託・指定による3層構造が言われていますが、それぞれの機関が果たす役割を整理する必要があります。計画相談は介護保険のケアマネジャーのように毎月訪問してサービスを調整するものではなく、主に支給決定に関わる支援が中心です。そうした位置づけをしっかりと周知し、利用者が自分に合った相談支援機関を選んで使えるようにすることが最も大切だと思います。

支援センターでは、具体的なサービス利用に至る前の段階で、本人の不安を聞き取ってサービス化していく作業に長い時間をかけることが多いです。そうした役割の違いも計画に示すべきだと感じています。「のぞまない」という表現をどのように扱うかは難しいですが、アンケートの中で評価される部分だと思いますので、さらに議論を深めたいと思います。

もう1点、医療的ケアに関する基盤整備についてです。医療的ケアの提供ができない理由として、資格や研修を修了したスタッフがいらないという事業所が多い現状があります。受け入れられないなら受け入れられないではっきりと示していただければ良いのですが、できれば、こうした事業所に広く研修を受けてもらえるよう推奨し、受講する事業所に対して一定の補助や支援を行う仕組みが必要です。国に登録を行う手続きや登録料など、事業所の負担は大きいため、多様な支援を行わなければ基盤整備は進まないと思います。

他府県や他市では、受講料助成や登録時の支援を行っている事例もあります。枚方市の現状を示して「受け入れてください」と伝えるだけでは実現しないので、基盤整備のためにはどのような支援をすれば良いのか、こうした具体的な支援策を取り入れながら、医療的ケアが必要な人が特定の事業所だけに集中せず、移動支援やホームヘルプなども含めて様々な事業所を利用できる仕組みづくりをすることが一番大事だと思っています。

A委員、B委員、D委員からセルフプランについてご意見をいただきありがとうございます。市としては、基本的にはご本人が望んでセルフプランを選択しているものと認識しております。しかし、アンケートでこうした意見が出ていることや、国の基本指針において「のぞまないセルフプランがあるならばそれをなくしていくことを目標とする」と定められている背景があります。

そのため、先ほどの説明の通り、近いうちにセルフプランの利用者に対する意向調査を実施する予定です。実際にセルフプランを利用している理由が、「近くに受け入れてくれる事業所がないためやむを得ずそうになっている」という実態があれば、それは「のぞまないセルフプラン」に該当す

	ると判断できます。実態を詳細に把握した上で、なくすべき課題が見つければ、それを解消するための目標を立てていきたいと考えております。
会長	セルフプランについては、今回のアンケートを詳細に見ていくことで、どのような属性の人が利用していないのかが見えてくると考えています。例えば、問 34 の「相談支援の利用状況」と「情報の入手先」、「相談相手の有無」などをクロス集計することで、どういった方が現状セルフプランを利用しているのか、年齢層などの状況も含めて確認するのはどうでしょうか。
事務局	ありがとうございます。今回の結果や、昨年実施したアンケートの調査結果も含めてクロス集計などを検討してまいりたいと思います。
会長	ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。
E 委員	5 ページの災害関連についてです。災害が発生した際に「一人で避難できる」という回答が 41.5% ありましたが、この数値を皆様はどのように捉えられるでしょうか。私としては、本当に一人で避難できるのか疑問を持っています。また、このアンケートの回収率が約 30% であり、障害当事者の声の母数としては少なく、これを全体の総意として捉えるのは危険ではないかと感じます。 最も効果的であると考えるのは、市として障害当事者を対象とした避難訓練を実施し、参加者の生の声をその場で聞いた上で分析を行うことです。 また、現在はスマートフォンやインターネットを使って個人で情報を取得できるようになりましたが、災害発生時には通信インフラが使えない可能性があります。災害時に自分が本当に避難できるのか不安を感じている方は多いため、市として災害対策を一緒に考えていただきたいです。
会長	このご意見について、市側の担当課からはいかがでしょう。
事務局	枚方市では現在「避難行動要支援者名簿」を作成しております。対象は、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級、及び聴覚障害の方々です。この名簿は、災害発生時に避難支援を行う民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防、警察などの関係機関に提供する仕組みとなっております。名簿への登載及び情報提供の同意・不同意の確認は毎年行っており、同意をいただいた方については平常時から名簿を

事務局	配布しています。地域での防災訓練の際などには、これらの名簿を元にお声がけなどの対応が行われている現状です。 避難訓練の部分について補足して説明いたします。ただいま説明のあった避難行動要支援者の対象（身体１・２級、療育Ａ、精神１級、要介護４・５など）に該当する方は、枚方市内に約１万５,０００人から１万６,０００人いらっしゃいます。 災害対策基本法上の建て付けとしては、まず避難行動要支援者名簿を平常時から関係機関に共有することに加え、アンケートにも記載のある「個別避難計画」の作成を求められています。これは、災害リスクが高まって避難指示等が出された際に、誰がどのように支援するかを事前にマッチングしておく計画です。現在は努力義務となっており、全国の市町村で取組が進められていますが、枚方市も含めて作成の割合はまだ高くありません。 一つの先進事例として、自治会単位で個別避難計画を作成していただいた地域があります。そこでは計画を作るだけでなく、実際に地元の集合場所に車椅子利用者と支援者が集まり、避難所である小学校まで避難訓練を行いました。市としては、こうした良好な取組を今後他の地域へも水平展開していきたいと考えており、引き続き取り組んでまいります。
Ａ委員	個別避難計画における支援者のマッチングという作業は、基本的には当事者自身が行わなければならない作業でしょうか。
事務局	府の策定ガイドラインでは３つの方式が示されています。１つ目は地域が主体となって作成するパターン、２つ目は当事者自身が家族などを支援者に指定して作成するセルフ型、３つ目は福祉の専門職の力を借りて作成するパターンです。様々な手法があり、枚方市においてもご指摘のあったセルフ型での作成に着手し始めた段階です。
Ａ委員	先ほどのＥ委員の意見の背景には、そうした情報や支援者を自力で見つけることが難しい、あるいは災害時の想定が困難であるという現状があります。何かあったときに誰に相談すれば良いのかが可視化される計画にする必要がありますので、きめ細かな支援が求められると考えます。 避難訓練に関しても、今後は福祉避難所のあり方など避難所自体が多様化していくと考えられます。先ほど紹介された自治会での特定の避難訓練のような事例をクローズアップし、「このような障害のある方が参加した際にはどのような状況になったか」という具体的なプロセスが分かる広報

	を行っていただきたいです。大阪市内などでは、区単位で障害当事者を交えた宿泊を伴う避難訓練を実施している事例もあります。本日も津波注意報が発表されていましたが、実際に災害が起こる前にイメージができるような訓練が必要だと思います。様々な障害種別や年齢層を交えたモデルケースとなる訓練を、規模を決めて実施していただきたいと考えます。
会長	アンケートの結果で「一人で避難できる」と回答した方が41.5%という数字は、一見すると高く見えます。しかし、ここも障害種別や年齢別、現在の居住環境などとクロス集計を行うことで、より詳細な実態が見えてくると思いますので、ぜひ分析をお願いいたします。 その他、まだ発言されていない委員の方も含め、いかがでしょうか。
F 委員	先ほどアンケートの回答率が約30%というお話があり、前回よりは上昇しているものの、アンケートの対象者が手帳所持者に限定されているという課題があります。現在の第4次改定版の計画のなかには精神障害者の方の手帳所持者は4,000人余りと記載されています。しかし、実際に医療機関にかかっている方、つまり精神通院医療費助成を受けている方は、市内で把握されているだけでも倍の約8,000人に上ります。そのため、次のアンケート調査に向けた意見になりますが、手帳所持者だけでなく、こうした医療費助成の対象者などにも範囲を広げて、より実態に沿った調査を実施していただきたいと考えます。
会長	全体として回答率を上げつつ、対象の範囲を広げるという点について、次回に向けた課題として引き継ぐということによろしいでしょうか。ありがとうございます。
E 委員	1点意見を述べます。ろう者や難聴の方の中には、例えば自宅にいる際にインターホンの音が聞こえないレベルであっても障害者手帳を持っていない方もいらっしゃると思います。手帳を持っていないものの聞こえにくさを抱えている人たちの存在についても、アンケートの対象選定等において考慮していただきたいです。
会長	ありがとうございます。
A 委員	今回のアンケートは無作為抽出で行われていると思いますが、今後は自ら意見を表明したいという層が回答できる参加型のアンケートと分けて実施する手法も検討しても良いのではないかと思います。自ら何か訴えた

会長

いことがある方の層の意見も取り入れるだけの幅を持たせても良いのではないのでしょうか。

また、先ほどB委員が触れられた成年後見制度についてですが、今回の改正は非常に大きな変化を伴うものです。障害者権利条約に基づき、これまでの制度が障害者に対して差別的ではないかという指摘を受けて見直されるものであり、今後はより当事者に寄り添った形に変わっていくと認識しています。計画において単に「利用促進に努める」という文言だけを掲げるのは課題が多いため、「必要な人に対して適切に勧める」という表現に留めるべきではないかと考えます。この制度改正の内容はまだ保護者まで届いていないケースが多いため、制度が変わる前にそのプロセスや、変わった後にその内容を再度丁寧に伝えていく必要があるのではないかと感じます。

最後に、親や介護者の高齢化についてですが、これは結果的に高齢化に直面したということだと理解しています。実際に相談を受けていると、子どもが幼少期の頃に一度支援が途切れてしまい、学校に通えていない、市の支援を受けられていないなどの状況が、親側の高齢化に伴う介護相談の段階になって初めて発覚するケースが増えていると感じます。

よく重層的と言われますが、その時に関わっている機関だけで解決する問題ではなく、やはり縦割り・横割りのない風通しの良い環境のなかで、「なぜこういうことが起こったのか」ということを考えていく必要があると思います。

また、保護者に障害があり、その支援のために関わり始めた段階で、初めてそのお子さんの不登校等の課題が見つかることもあります。そうした際には、学校だけでなく、市の各支援機関、子どもの相談支援機関等が同じ歩調・同じ取組で対応することが極めて重要だと思います。「学校は学校、児童は児童」と切り分けるのではなく、重層的に協働して訪問や面談を行い、一緒に解決方法を模索していく仕組みが大切だと思います。枚方市にも今後おそらく児童相談所が設置されると思いますので、各世代の課題を考える中で、様々な機関が連携して一緒に考えていける、協働的な議論ができる仕組みを作っていただきたいと思いますと感じています。要望ではなく意見です。

その他に、ご意見やご質問はございますでしょうか。

それでは、皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の計画策定において反映していただければと思います。他にご発言がなければ、案件3についてはここまでとし、次の案件に進みたいと思います。

次は案件4「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	今後のスケジュールにつきまして、資料5に基づき説明いたします。 今年度は計画の策定年度にあたるため、例年よりも開催回数が多くなっております。今後の予定としては残り3回の開催を予定しており、次回の「第2回専門分科会」につきましては、8月21日（金）午後1時からの開催を予定しております。委員の皆様にはお忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
会長	ありがとうございます。事務局からお伝えした通り、今年度につきましては本会議が年4回の開催となりますので、委員の皆様におかれましてはスケジュール調整等のご協力をよろしくお願いいたします。 他に意見等がないようでしたら、本日の案件はすべて終了いたしました。 これをもちまして、令和8年度社会福祉審議会 第1回障害福祉専門分科会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。